

平成19年第1回阿波市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成19年4月25日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（21名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
5番 児玉敬二	6番 松永涉
7番 篠原啓治	8番 吉田正
10番 木村松雄	11番 阿部雅志
12番 岩本雅雄	13番 稲井隆伸
14番 武田 矯	15番 月岡永治
16番 三木康弘	17番 香西和好
18番 出口治男	19番 原田定信
20番 三浦三一	21番 稲岡正一
22番 吉川精二	

欠席議員（なし）

会議録署名議員

16番 三木康弘	17番 香西和好
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	副市長 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 洙田 藤男
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 吉岡 聖司
教育次長 森口 純司	総務部次長 田村 豊
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 岩脇 正治	財政課長 遠度 重雄
情報課長 天満 仁	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤井 正助	事務局主幹 平岡 道代
事務局長補佐 友行 仁美	

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成18年度阿波市一般会計補正予算(第6号)について)
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第3号)について)
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について)
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第5号)について)
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市税条例の一部改正について)
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)
- 議案第39号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第1工区)変更請負契約の締結について
- 議案第40号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第2工区)変更請負契約の締結について
- 議案第41号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第3工区)変更請負契約の締結について

午後2時00 開会

○議長（原田定信君） 現在の出席議員は21名で定足数に達しており、議会は成立しました。

これより平成19年第1回阿波市議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（原田定信君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、16番三木康弘君、17番香西和好君の両名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（原田定信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）

#### 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）

#### 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）について）

#### 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第3号)について)

承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第5号)について)

承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市税条例の一部改正について)

承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

議案第39号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第1工区)変更請負  
契約の締結について

議案第40号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第2工区)変更請負  
契約の締結について

議案第41号 阿波市ケーブルテレビ施設整備工事(第3工区)変更請負  
契約の締結について

○議長(原田定信君) 日程第3、承認第1号から議案第41号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長(小笠原 幸君) 皆様こんにちは。ただいま議長のお許しをいただきましたので、きょう臨時議会にご提案しております議案等につきまして説明をしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議案の説明に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成19年第1回阿波市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

さて、さきの3月議会定例会で行政組織関係条例の改正をお願いいたしましたけれども、本年4月1日付で機構の再編成と人事異動を行いました。行財政改革大綱や集中改革プランに基づき、簡素で効率的な組織機構の構築と市民サービスの向上を図るため、事務事業体制の見直しなどを行った結果、総務部と企画部の統合や家屋現況調査室の設置、市立図書館への指定管理者制度の導入などにより、4部4局32課体制となり、職員の異動

者総数は202名となりましたことをご報告申し上げます。

また、昨日でございますけれども、既に供用開始されております徳島自動車道の早期4車線化につきまして、高松でございます高速道路の西日本四国支社に陳情に参りました。おかげさまで脇美馬間におきまして1キロ余りの4車線化ができましたけれども、引き続きこのような事業をもっともっと箇所をふやしてやってもらいたいというお願いをいたしました。また、同時に期成同盟会では、インターの設置につきましても、今後本格的に運動を展開していこうというような申し合わせもしてまいりました。

そのこともございまして、これからも議会の皆様の一層のご支援とご協力をお願いする次第でございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

提案しております議案は、専決処分の承認案件が7件、変更請負契約の締結に関する案件が3件の計10件であります。なお、専決処分に関しましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったため、これを報告し承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号の平成18年度阿波市一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ185億4,839万7,000円とするものでございます。

次に、承認第2号の平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,587万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億9,360万1,000円とするものでございます。

次に、承認第3号の平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億5,430万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,370万円とするものでございます。

次に、承認第4号の平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ530万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,916万5,000円とするものでございます。

次に、承認第5号の平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ281万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3,369万7,000円とするものでございます。

次に、承認第6号の阿波市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正等に

に伴い、条例改正を行ったものでございます。

次に、承認第7号の阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税医療分限度額の見直しに伴う条例改正でございます。

次に、議案39号の阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について、議案第40号の阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）変更請負契約の締結について及び議案第41号の阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の締結については、それぞれの工区において変更をする必要が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額は第1工区8億5,040万5,500円、第2工区5億1,818万5,500円、第3工区3億1,390万8,000円となります。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、担当部課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（原田定信君） 以上で提案理由の説明を終わります。

理事者の補足説明を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） それでは、お手元の資料によりまして説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度阿波市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年4月25日提出、阿波市長小笠原幸。

専決第1号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第6号）。平成18年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億4,839万7,000円とする。

第2条では、継続費の補正ということで第2表継続費補正による。

第3条では、繰越明許費の補正。

第4条では、地方債の補正ということになっております。

次のページ、2ページ、3ページをお願いいたしたいと思います。

まず、歳入でございますが、主なものだけ説明させていただきます。2款の地方譲与税、補正額が5,116万9,000円の減、主なものにつきましては、2項の自動車重量譲与税で2,245万7,000円の減、3項の地方道路譲与税では2,938万5,000円の減となっております。

次のページ3ページですが、10款の地方交付税、補正額が3億7,603万1,000円、これにつきましては、特別交付税が決定しましたので、補正をさせていただきました。

続いて、15款の県支出金では、補正額が4,773万1,000円の減、内訳として1項の県負担金で2,171万3,000円の減、2項の県補助金では2,601万8,000円の減となっております。

18款の繰入金では4億1,096万8,000円の減となっております。

次のページ、4ページでございますが、21款の市債では補正額が2億430万円の減、歳入合計が補正前の額が188億8,639万7,000円、補正額が3億3,800万円の減、計で185億4,839万7,000円となります。

続いて、5ページの歳出でございますが、2款の総務費では4,874万6,000円の減、主なものとして1項の総務管理費で4,163万6,000円の減が主なものでございます。

3款の民生費では、補正額が1億7,418万1,000円。内訳として1項の社会福祉費で7,377万8,000円の減、2項の老人福祉費で7,184万5,000円の減、3項の児童福祉費では2,465万8,000円の減となっております。

また、4款の衛生費では、補正額が5,000万6,000円、主なものとしまして1項の保健衛生費で2,165万3,000円の減、2項の清掃費では2,575万3,000円の減となっております。

次のページ、6ページ、7ページですが、8款の土木費、補正額が2億3,612万円の減、主なものにつきましては、2項の道路橋梁費で2億2,787万円の減が主なものでございます。

また、10款の教育費では補正額が3,150万5,000円が減となって、主なものとしましては2項の小学校費で1,599万7,000円の減が主なものでございます。

また、12款の公債費では、補正額が4,794万3,000円の減。

13款の諸支出金では2億8,029万9,000円の増となります。

歳出の合計が補正前の額が188億8,639万7,000円、補正額が3億3,800万円の減、計で185億4,839万7,000円となります。

次のページ、8ページ、9ページですが、第2表の継続費の補正、これはケーブルテレビ整備事業の関係ですが、補正額の減によりまして変更をさせていただいております。

また、第3表の繰越明許費補正につきましては、介護保険事業ということで、これは介護保険システムの改修に伴いまして、一般の負担分の追加となっております。

また、9ページの第4表の地方債の補正、これもケーブルテレビの関係の事業債でございますが、特例債の関係で対象外の分について9,960万円を一般財源分として借り入れをするということで追加をお願いしております。

2の変更につきましては、それぞれの合併特例債、農地債、道路橋梁債、公営住宅債の変更ということで補正前が20億120万円、補正後には16億9,730万円、3億390万円の減ということになります。

続きまして、事項別明細については省略をさせていただきます。

歳入から主なものについて簡単に説明をさせていただきます。先ほども申し上げましたように、16ページ、17ページですが、2款の地方譲与税では2,245万7,000円の減、また、地方道路譲与税では2,938万5,000円の減となっております。

続いて、20ページ、21ページですが、10款の地方交付税、補正額が3億7,603万1,000円、これにつきましては先ほども申し上げましたように、特別交付税が決定をいたしましたので、補正をさせていただいております。特別交付税の合計額が18年度で8億8,103万1,000円となっております。普通交付税につきましては61億7,332万8,000円、計で70億5,435万9,000円ということで決定をされております。

続いて、30、31ページをお願いします。

18款の繰入金ですが、3目の一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金1億4,600万円の減、それから地域福祉基金繰入金として2億4,000万円の減、その下にあります教育施設整備基金の繰入金1,196万8,000円の減、その下の土地改良事業基金繰入金が1,300万円の減となっております。

続いて、32ページ、33ページをお願いします。

21款の市債ですが、2目の総務債、合併特例債2億1,950万円の減、まちづくり

整備事業債で先ほど申し上げましたように9,960万円の増ということで1億1,990万円の減となっております。

また、6目の農林水産業債では960万円の追加、8目の土木債では8,630万円の減、また公営住宅債では770万円の減となっております。

続いて、34ページ、35ページの歳出でございますが、2款の総務費で10目の情報ネットワーク費、補正額が1,934万3,000円の減、これにつきましては35ページでございますケーブルテレビ整備事業債この分の工事請負費が1,704万1,000円の減が主なものとなっております。

続いて、38、39ページをお願いします。

3款の民生費ですが2目の障害者福祉費で補正額が4,064万2,000円の減、これにつきましては39ページでございます13節の委託料で1,141万6,000円の減、また20節の扶助費で2,843万8,000円の減、これにつきましては障害者自立支援給付費の減等が主なものとなっております。

それから、3目の重度医療費では2,200万円の減、これは医療費の扶助費の減が主なものでございます。

次のページ40、41ページでございますが3款の民生費、1目の老人福祉総務費では補正額が1,967万5,000円の減、これにつきましては介護保険特別会計の繰出金が1,227万5,000円、繰り出しが少なかったということです。

それから、2目の老人医療費では5,000万円の減、これも同じように繰出金が5,000万円減となりましたので、お願いをしているところでございます。

続いて、54ページ、55ページをお願いします。

8款の土木費ですが6目の周辺対策事業費、補正額が1億4,631万円の減、これにつきましては主に工事請負費で請差等による減が主なものとなっております。

それから、もう一つその上にあります4目の地方道整備事業費では、補正額が5,810万円の減、これも同じように公有財産の購入費として4,100万円の減となっております。これが主なものとなっております。

続きまして、66ページ、67ページをお願いします。

12款の公債費ですが補正額が4,794万3,000円の減、これは繰越事業分の利息を見ていたわけですが、必要なくなったということで減額をさせていただいております。

それから、13款の諸支出金、1目の基金費では補正額が2億8,029万9,000円、これにつきましては、それぞれの基金の積立金ということで2億8,029万9,000円を追加をいたしております。

以上、簡単ですが説明いたします。どうかご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 洙田市民部長。

○市民部長（洙田藤男君） 承認第2号から承認第3号、承認第4号、承認第6号、承認第7号について、いずれも専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成19年4月25日提出、阿波市長小笠原幸。

1ページをお願いいたします。

専決第2号平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,587万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,360万1,000円とするものでございます。

次の2ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税で626万7,000円の増。

3款国庫支出金では1億5,029万円の増、内容といたしましては1項の国庫負担金で3,639万2,000円の減、国庫補助金で1億8,668万2,000円の増、4療養給付費交付金で2,517万円の減。

5款県支出金では2,394万5,000円の減、内訳といたしまして1項の県負担金で566万8,000円の減、2項県補助金で1,827万7,000円の減。

8款繰入金では1億8,331万9,000円の減、内訳といたしまして1項の他会計からの繰入金が1,083万6,000円の減、2項基金繰入金では1億7,248万3,000円の減。

歳入補正合計、減額の7,587万7,000円、合計予算額が41億9,360万1,000円となっております。

3ページ、歳出について説明申し上げます。

第2款保険給付費で7,587万7,000円の減、内訳といたしましては1項の療養諸費で7,652万7,000円の減、4項の出産育児諸費で65万円の増、合計補正額が7,587万7,000円の減、予算現額が41億9,360万1,000円でございます。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）について補足説明申し上げます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億5,430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,370万円といたしております。

2ページをお願いいたします。

歳入につきまして説明いたします。第1款支払基金交付金では減額の2億8,050万円、第2款国庫支出金では減額の1億8,350万円、第3款県支出金では減額の4,200万円、4款繰入金では5,000万円の減額、6款の諸収入では170万円、これは雑入で第三者行為の納付金でございます。補正合計が減額の5億5,430万円、予算現額が46億9,370万円といたしております。

次に、3ページ歳出につきまして1款の医療諸費で5億5,430万円を減額いたしております。医療費の不用額でございます。

歳出合計の補正額が5億5,430万円の減額で歳出現額が46億9,370万円となっております。

以上で老人保健会計の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、専決第4号で平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,916万5,000円といたしております。

次の2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款繰入金で減額の530万円、予算の歳入合計現額が1億2,916万5,000円でございます。

3ページの歳出につきましては、2款の事業費で1項の施設管理費で530万円の減、

これにつきましては一条西地区の施設管理費工事で減額の60万円、柿原東地区の役務費で減額の50万円、また工事費で420万円の減額でございます。予算の現額が1億2,916万5,000円となっております。

次に、承認第6号の阿波市税条例の一部改正について概要をご説明いたします。

主な改正事由につきましては、地方税法の一部改正に伴う条例の改正でございます。税条例の改正につきまして6件、附則の改正につきましては8件でございます。条例第23条第1項から第31条第2項につきましては、信託法の改正に伴い法人課税信託の追加を行うものでございます。市民税の納税義務者として追加するものであります。

第32条の削除につきましては、個人均等割の税率の軽減について削除するものであります。

第95条中の金額の改正につきましては、たばこ税の税率を1,000本につきまして3,064円を3,298円に改めるものでございます。

附則10条の第2、1項を追加するにつきましては住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の軽減措置の創設でございます。

附則第19条の3から附則第20条の4第3項につきましては、株式等に係る軽減税率の延長を1年もしくは2年延長するものでございます。

附則20条の5の追加については、保険料に係る個人の市民税の課税の特例で、租税条約実施特例法の規定の整備に係る改正であります。附則の施行日は一部の規定を除き、平成19年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、承認第7号専決処分を求めることについて。阿波市国民健康保険税条例の一部改正でございます。

第2条第2項ただし書き及び第13条中「53万円」を「56万円」に改めるものでございます。これは限度額の引き上げでございます。中間層の過度の負担を軽減するための改正でございます。附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行する。また、経過措置といたしまして改正後の阿波市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以降の年度の分の国民健康保険税について適用し、平成18年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということになっております。

以上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（原田定信君） 秋山福祉部長。

○健康福祉部長（秋山一幸君） 承認第5号について補足説明させていただきます。

平成18年度介護保険特別会計補正予算（第5号）。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ281万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ34億3,369万7,000円とするものでございます。

7ページをお願いしたいと思います。

介護保険補正第5号につきましては、平成18年度の介護保険事業の事業を実施した実績により承認でございます。歳入につきましては、1款から8款までで主なものについて説明させていただきます。

3款の国庫支出金、補正額2,588万2,000円、計8億3,147万2,000円、8款の繰入金、減額の1,227万5,000円、計5億3,832万3,000円、歳入合計を補正額281万2,000円、計34億3,369万7,000円とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いしたいと思います。

歳出につきまして1款から5款の中で主なものについて補足説明をさせていただきます。

2款の保険給付費が補正額、減額の6,030万、計30億9,996万円、介護保険につきましては、保険給付費が約90.3%を占めております。

4款の基金積立金6,816万3,000円、計9,908万円を基金として積み立てる予定でございます。

歳出合計が補正額281万2,000円、計34億3,369万7,000円とするものでございます。

以上、簡単でございますが、ご承認よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（原田定信君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 議案第39号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結について。平成18年7月21日、議案第136号及び平成18年12月22日、議案第183号により議決を得て締結した阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）請負契約の一部を次のように変更するため議会の議決を求める。

契約金額、8億4,199万5,000円を8億5,040万5,500円に改める。841万500円の追加となります。

お手元に説明資料として先ほど配らせていただきました。これに基づいて変更についての説明とさせていただきます。この841万500円を追加した主な変更理由でございま

すが、加入者管理システムの機能の追加ということで650万円、この内訳としてONU制御予約機能、通信事業者データ提供機能サーバーの機器ということですが、この内容を少し申し上げてみますと、まずV-ONU制御予約機能につきましては、設置機器の制御システムは基本システムでございますが、休止や再開、使用料未払いの場合の措置として放送を停止すべき信号を送ると即座に停止する機能を有していると、そういったものでございます。また、この通信事業者データ提供機能につきましては電気通信事業者と加入者情報の連携を保つために、個人情報の保護に配慮しつつ随時データの更新が必要となりますが、基本システムにおいて管理いたしますデータの配列などの形式は、基本システム内で管理が有効に行えるような配列の状態になっているわけですが、通信事業者との連携するためにはちょっと難しいんですが、相手側が必要とするデータに改修するとともに、今個人情報などを厳重に保護する必要があります。これらを1件ごとに処理するのではなく、コンピューターによって一括処理で有効なデータを作成できるシステムを構築するためのシステムということになります。

そのほかにこのサーバー機器が1台、1基追加するというので、これを合わせまして650万円ということになります。それから、また設備管理システムの機能の追加ということで163万円、これも施設管理のシステムとか画像の監視システム、統合監視システムそういった機能を持ったものを追加するというので163万円追加、そのほかで28万円、それを合わせますと841万500円というようなことになります。

それから、議案第40号ですが平成18年7月21日、議案第137号及び平成18年12月22日、議案第184号により議決を得て締結した阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第2工区）請負契約の一部を次のように変更するため議会の議決を求める。

契約金額が5億2,918万9,500円を5億1,818万5,500円に改める。1,100万4,000円の減額となります。この主な変更理由につきましては、キャンセル等による加入者の減少ということで、前回件数を申し上げましたが、この第2工区につきましては3,726件から39件取り消しということで3,687件となります。また、宅内工事で3,848件でありましたが77件取り消しをしまして3,771件となります。それが344万6,000円の減額と。それからまた、支線、ケーブルルート変更などに伴う減額として755万8,000円、計で1,100万4,000円の減ということになります。

続きまして、議案第41号ですが、第3工区ですが平成18年7月21日、議案第13

8号及び平成18年12月22日議案第185号により議決を得て締結した阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）請負契約の一部を次のように変更するため議会の議決を求める。と、契約金額が3億1,745万7,000円を3億1,390万8,000円に改める。354万9,000円の減額となります。この主な変更につきましても第2工区と同じようにキャンセル等による加入者の減少ということで271万7,000円、3工区につきましても2,382件の引き込み工事が40件取り消ししまして2,342件、宅内工事では2,483件から48件取り消して2,435件となります。ほか支線変更などに伴いまして83万2,000円の減ということで、合わせますと354万9,000円の減ということになります。

以上、変更理由とさせていただきます。

簡単ですが説明とさせていただきます。どうか議決をいただきますようによろしく願いたいと思います。

○議長（原田定信君） 説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

通告の順序に従い、順次発言を許可いたします。

発言回数は同一議題について3回以内となっておりますので、あらかじめご了承願います。理事者も再問のないよう明確な答弁をお願いいたします。

22番吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 議長より発言の機会を与えられましたので、今回提案されておりますところの議案に対しまして質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま議長からお話がありましたように、明快に答弁をいただきたいと思います。また、再々問まででございますので、答弁漏れのないようにひとつメモをして答弁をいただきたいと思います。

私、今回通告をいたしておりましたのは、議案第39号阿波市ケーブルテレビ第1工区、議案第40号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事の第2工区、同じく議案第41号の第3工区、一括して質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

質問の趣旨は、今回12月議会またこの臨時会と数回にわたりまして契約の金額の変更また工事のおくれによりますところの工期の延伸等を踏まえまして、今後の取り組みについて質問をいたしたいと思うので、よろしくお願いをいたします。

それともう一点、これは議長にお計らいをいただかなければならないんですが、これに

関連いたしまして使用料の問題を本来3月に当初予算が出とったんですが、3月の時点で私は使用料1,500円というような認識を持っておりました。その後、この前の議会運営会の担当課長の説明によりますと、変化があるようでございますので、この点6月で工期が終わりますと7月から使用料が発生をいたしますので、次の議会ということになりますと、時期的に非常に問題もあるかと思っておりますので、簡単に質問をさせていただきますので、ひとつお取り計らいをよろしくお願いを申し上げます。

先ほどの補正の予算につきましては、議会運営会である程度のアウトライン、説明をいただきましたので、省略をいたしまして質問からは除きまして、3点に絞って行います。

まず、工事のおくれた部分について、その後担当者の方で積極的に取り組まれまして、ほとんど完成というような状況に相なっておるようでございます。これらを含めまして先ほど減額の予算が出てきたんだらうと、このように認識をするわけでございますが、この減額の戸数ですが当然加入金が振り込まれず、書類を返済して契約を解除されたと、このように解釈をするわけでございます。前回の締め切りがいつであって、その後期日的にどのくらいの期間でこういう件数が発生をいたしましたのか答弁をいただきたい。

それから、この工事の延伸願はいつ出されたのか、前の議会で指摘がありまして、予算計上のときに工事の延伸のおくれの願いが出ておらなかったんですが、その後いつ受理をされたのか、そしていつまでの工事期間の延長になっておるのか、これらもあわせて先ほど説明の中でそこいらもいただいたら質問せんでもええんですが、説明の中でなかったもので、いつ受けていつまでの延期になっておるのか、これもあわせてお願いをいたしたい。

そして、これらを踏まえて今度平成19年度の30億円に余っての予算執行を控えとんですが、これらの業者にどのように取り組まれるのか、ペナルティーいわゆる第1工区の富士通、第2工区の三菱電機、第3工区の沖電気ですか、3社が受注したと提案されたわけですが、ここいらの取り扱い、一般競争入札で前回のような入札方法をとられるのは、恐らく私の方も推測をするわけですが、この今までの工事に対しての責任の所在、おくれたことなど、これをどのようにことしの事業に取り込んでいかれるのか、答弁をいただきたい。

それからもう一点、今議長にお願いをしました使用料の件なんですが、これの運用につきましては阿波市条例、例規集、また規約、約款等でうたわれております。私、議会全部出席して、私の記憶をたどってみましたときに、所属が総務委員会でございますので、私は文教厚生でございますので、総務委員会等で協議をされたこともあろうかと思っております。た

だ、付託案件として委員長報告で返ってきた分については、私も認識をしていると思うんですが、まずこれ去年の4月1日にこのような阿波市ケーブルネットワーク施設の規則、いわゆる条例と規約とは資料としていただきました。このときは6カ月使用料が滞ると放送はしないというようなことが主な目的でありまして、あと今の例規集に載っておると変わっているのが、これが今の例規集は3カ月滞ったら放送しないと、こう一遍変わっていると思うんですが。そして、これけさ例規集また管理に関する条例、それから施行規則、条例と規則等を抜粋し、コピーしてみますと、私ども阿波市民には非常に親切に広報「阿波」創刊以来、昨年6月ですか創刊号が、一昨年6月、詳細につぶさに市の動き、市民に対して親切に報告をいただいております。

これをずっと創刊号から4月1日に発行された号まで追って、ずっと記事を拾ってみますと、このケーブルテレビに関する案件がまず最初に載っておりますのが、西暦の2006年5月の号でございます。これに2ページにわたりまして4ページ、5ページと加入受け付け開始というようなことで、Q&Aで詳細に周知をされております。このときの説明によりますと、使用料1万5,000円ということが書かれております。いや、1,500円。1,500円掛ける12カ月に訂正します。1,500円ということで出されております。また、加入につきましては8万円ですが、6月、7月末までに申し込まれた方に限りまして2万円で加入ができますよと、こういうのがまず最初に周知されております。その次が7月号、同年の7月号、これにはごく少ないところでございますが、これにも阿波市ケーブルネットワーク加入促進月間ですよと、今月31日で前の条件を打ち切りますよというようなことで、1ページの7分ぐらいを5ページの中で周知をされております。その次が8月号、8月号の中でも簡単にではございますが記事として出ております。それから、ずっと飛びまして10月号、10月で阿波市ケーブルテレビ施設整備事業の工事安全祈願祭、これが報道されております。そして、ずっと間が飛びまして、ことしの4月号、この月に出た号です。これで阿波市ケーブルネットワークの加入している方というようなことで、1ページ、13ページの1ページをとりまして一番最新の情報が周知をされております。これらすべて使用料月額1,500円となっているんです。使用料については1,500円、私もそういう認識でおったんです。そしたら、その後この前議運で特例な方法があるというような説明をいただいたんです。

というのは、このパンフレットなんです。このケーブルテレビガイド。この中で、これ約款なんです。約款の中で集合住宅につきましては、加入金が6万4,000円、8

0%、8万円の80%、それから使用料につきましては1,500円が1,200円と、  
こういうように約款の中で書かれとんです。これは議会に対しては全然説明がなかったの  
で私もこの間まで1,500円の本と、こう思うとったわけです。そしたら、聞くところ  
によると、これごく最近に私も立ち会うたわけじゃないんですから、違うとったとは  
また答弁の中で指摘をしていただいたらと思うんですが、これはことしに入ってテレビを  
設置したときに配ったんじゃないかと、こう思うんです。昨年度はこういう資料、私自身  
はいまだにもらってないんです。これ私から担当の方へ昨日取りに行っていたよう  
な次第で、初めてなんです。それで、これがどのような過程でいつ決まったのか。とい  
うのは、このテレビの1年取り組んで、きょうも予算書を見たらわかるように51億円の予  
算を伴う通年施行、トータルすると51億円、庁舎を上回るような金額なんです。この中  
で、十分町民に理解をいただくためには、加入金にしても2万円の加入金、市営住宅につ  
いては免除をすると。前にも申しましたように、市場町では当時加入金を集めていたが時  
代の流れでそれはそれで市の住宅ですから説明もするし、理解も得られるんじゃないかと  
か。しかし、近年住民の間では2万円払ってあるのに、狭い市内ですからいろんな話の  
過程で会合等で話が出るんです。そしたら、加入金は要らなんだと、こういう説明が広報  
にないもんですから、宙を飛んで出てくるんです。ここいらの変わった過程。

また、この使用料の問題にいたしますと、集合住宅ということになっているんで、この  
間も説明を聞きましたら、市営住宅は集合住宅の扱いではなしに、一般の住宅と同じとい  
うような説明をいただいているんですが、集合住宅、とらえ方をどのようにとらえるの  
か。また、集合住宅で家主さんが一括してということにこの条例規約でなっているんで  
す。で、一般に私たちが推定すると9割は1,500円の部類、戸別でなかろうかと。これ  
も後ほど答弁で集合住宅が何戸あるか、今の申し込みを受けている数字で答弁いただき  
たいんですが、ちまたでこの話の出た過程で1,500円と1,200円の使用料が存在  
すると、非常に公平さを欠きます。というのは、これが医療費とか生活保護とか生活にか  
かわる問題であれば、説明すると理解はいただけます。しかしながら、テレビの使用料で  
す。こういう観点からいまして1,500円と1,200円と二本立てで徴収して、市  
民の理解が得られるか。非常に去年の介護保険の値上げのときに、担当者前田課長のとこ  
へ1日の問い合わせ、苦情、物すごい件数が来ているんです。そういうように実際に切符  
を振り出して、使用料を振り出して市民に説明ができるか、私は到底この議会の皆さん方  
も住民の代表ですから、市民の声を聞くと思うんですが、到底理解はいただけないと思

ます。

と申しますのは、集合住宅におられる方、近年の社会情勢として住民票も持ってきとらん人もかなりあると思うんです。それで、家もしか家主さんがおる。固定資産税も払わない。町民税も市民税も要らない。これは一部です。全体を指して言うんではないんですけども、そこへことしの3月の当初予算の使用料の金額をトータルいたしますと、使用料のとトータルが合計してI C N、D H K、A C N合わせまして1億7, 246万4, 000円、これを管理する管理料が2億44万7, 000円、差し引きいたしますと一般財源から7, 000万円、使用料が100%徴収できて3, 000万円の持ち出しが要ります。ことしのこの間の当初予算で。これを一般市民の税金から補てんする上で、納税も何も一つもないとこまで面倒を見なけりゃいけないものか。

やはり、これは市民に対して、先ほど申しましたように医療費や生活の生命を維持していく上での案件でありませんで。そして、ちなみにこれNHKのパフレットなんですけれども、日本の国の管理下、いわゆる国で定められたNHKでもこういう差がついたとこはないんです。NHKでただあるのは家族割引、同一家族の世帯で、学生なり単身赴任でよそへ赴任している場合に多少割引をいたしましよと。ただ、契約のもとは1つです。これがどこでどのように決まったのか。やはり、住民に説明する上で、これは住民全戸ほとんど九十何%の住民が対象になりますので、後に市民から苦情やいろんな意見が出るためにも明確な答弁をいただきたい。仮に集合住宅、水道料金にしても電気料金にしてもこのような割引はありません。それぞれ計器をつけて家主さんが集めるにしても同じ扱いです。このテレビの使用料だけがなぜこのように決まったのか。しかも議会にも一言の報告も何もない。去年の4月以降、全員協議会でも議員が皆寄ったときに、一つの参考意見として聞いて取り入れていくのが筋であろうと。ちなみに、これをどの程度配っているのか、料金が旧町村で二本立てならよろしいよ。市内全体で一つにするのに1万3, 000、1万4, 000戸の全戸にこれを加入者に配らずに、これがひとり歩きすることの意味、あわせて答弁をいただきたいと思います。

○議長（原田定信君） 小休します。

午後2時58分 休憩

午後4時04分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 大変皆さんにご迷惑をかけております。大変申しわけなく思っております。

吉川議員から、まずご質疑いただいております部分について答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、この工期完成でできなかった工事業者に対して19年度の工事でどのように考えているかと、ペナルティー云々のご質疑がありました。これにつきましては、当初19年3月の完了予定しておりましたが、工事発注のおくれや当初設計に対する加入者の増加、あるいは加入者宅内ごとの引き込み工事に際しまして見込み以上の時間を要したことなど、そういったいろんな原因により延長をさせていただきました。私の指導力不足も含め、諸般の事情により市民の皆様には放送開始時期がおくれご迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げるところでございます。この点を踏まえまして、平成19年度の工事に対処いたしたいと考えております。

この新年度の入札につきましては、入札審査方式の一般競争入札を予定しておりますが、18年度の工事で請け負った各業者の扱いにつきましては、長の判断を仰ぐこととなりますが、事務局としては先ほども説明にはなりません、議員が言われたようなことについての措置については現在考えておりません。

それから、延伸願はいつ出されたかと、今そういうご質疑があったと思っておりますが、工期が3月20日まででしたので、3月14日に3月20日からまず31日までの1回目の工期延伸と、また3月26日には4月1日から5月31日までの延伸願が出されております。いつ締め切ったかというようなご質疑もあったかと思っておりますが、これにつきましては推進期間が終わった去年の7月の末に、締め切った後に加入をやめるとかそういったことがありまして、変更をお願いしたわけでございます。

それから、集合住宅の申し込みは何戸かということでありましたが、現段階では吉野が12戸、12件、阿波が18件となっております。

それから、約款についてガイドでございますが、今いつ配ったかということですが、これにつきましては吉野、阿波につきましては工事に入っていく電気屋さんをお願いしてチラシを配らせていただきました。早いところであれば12月、それから年明けからそういう時期に配ってっております。この値段につきましては、議員の皆さんに十分説明をいたしておりません。そういったことで、先ほど議員からも言われましたように後で全協を

開いていただいて、使用料についても再度こちらから説明させていただいて、協議をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（原田定信君） 吉川精二君。

○22番（吉川精二君） 今部長から答弁をいただいたわけでございます。

工事の内容等につきましては、今部長から答弁をいただいたような状況を踏まえまして、これは今後の扱いについてはまた執行者の方で十分協議をされまして、ことしのようなことが二度と起こらないよう、来年度は工期内には完成ができるように、ひとつ契約の時点できちっとした文章で成文化してしていただきたいと、これはこれで了といたします。

ただ、料金の分については、今部長からの答弁によりますと議会への説明がなかったということで、その後ということですが、私が申し上げたいのは料金の統一ということが一つのポイント、答えなんです。そここのところを明快に全員協議会でそういう方向で諮るのか。先ほど言いましたように、もう切符を振る期間が迫っております。議会は6月、きょうせっかく寄っているのですから、またこのことで寄るようなことのないように、きょうひとつ最終の方向まで全協で統一に向けて努力をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（原田定信君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 今ご質疑、再問いただきました使用料につきましては、議員の皆さんになぜ1,200円かと、そういうようなことも説明させていただいて、議員の意見を聞いて決めていきたいと思いますので、また市長とも相談して、後の全協の中でそういった話し合いをしていただいて、決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

（22番吉川精二君「きょう何じゃな、最後までいくんじゃね」と呼ぶ）

はい、これまた市長に決断を仰がないけませんので、説明をさせていただいて、その場で市長と相談してさせていただきたいと思います。

（22番吉川精二君「議長、よろしいか」と呼ぶ）

○22番（吉川精二君） もう、時間が後つかえておりますので、くどくどは申しませんが、今十分、これ質疑は一昨日の正午に通告を出しているんです。それで、そのときに特

別に議長の許可を得なければ、これは発言が請負契約の中の細かい枝葉の部分ですから、事前に私も了解いただいたんです。それで、担当者には私土成の資料持ってまいりました。部長のところに参りました。出した時点でこういう案件も問いますよと、これは口頭ですが議長から了解がいただけたら問いますよということで、一昨日のお昼過ぎにお二方のところへ行って、もう質問の趣旨は十分説明しているんです。

それで、申しますならば、今回非常に専決が多いんです。やはり、議会というのは、私たちは住民の4万の人が一堂に会せないから、その人たちの思いやいろんな意見を持ち寄るのが議会なんです。それで、大変さつきから皆さん方の貴重な時間をそれぞれ皆会があって、後の予定もしておったようです。私自身もしておりました。というようなことで、今さら全協で説明いただかなくても今のやりとりで十分わかっているんですから、全協はしていただいて結構ですけれども、統一料金でいけるように住民のサイドからいえば1,200円の方に全部そろえてくれる方がいいんです。だけど、今うちの財政状態を見たら、そういうわけにもいかないであろうし、まして私たち議会でも、今の時点で政務調査費もできるだけ努力して始末をしませんかというようなことで取り組んでおりますので、やはり全協でそういう答えが出るように、くどくど説明は要らないんです。ぜひ、議長においてもそういうお取り計らいをお願いをいたしたいと思います。それでは、質疑を終わります。

○議長（原田定信君） 質疑を継続します。

8番吉田正君の発言を許可します。

吉田正君。

○8番（吉田 正君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質疑を行いたいと思います。

私の質疑は、通告のとおり平成18年度一般会計補正予算（第6号）ということでございます。

それでは、質問の6号に入る前に、理事者の皆さんにちょっとお伺いしたいことがございます。今回提案の専決第1号から5号の補正予算について、一般会計補正予算について感じることは、予算の減額予算、今回専決で全部合計しますと9億7,300万円というような非常に大きな専決処分の予算が出ています。この専決処分、地方自治法179条の第1項ということですが、私は非常に大きなこういうような予算が専決に出てくるということはいかかなものかなということで質問をさせていただきます。

これで、一般会計の補正予算の中で、いろいろ見させていただくと3月の定例議会で当然議事に提出して審議できるものがあるように思われます。これは、私の考えでございますので、今後十分皆様方も検討して、専決をこういうような専決は今後できるだけ避けていただきたいということを要望しておきます。

それでは、通告いたしております18年度の一般会計補正予算の第6号、54ページの第8款の道路橋梁、それから目が6目でございます。その周辺対策事業、この予算については、当初予算が3億1,580万円、今回減額予算が1億4,631万円ということでございます。パーセントにして46%余りということでございます。こういう大きな予算は3月の定例会で私はできたようにも感じております。周辺対策事業阿波町は全然関係ない予算でございますので、我々どうというような執行の仕方をやっていきよるかわかりません。行政が主体になってやっていくような事業費でないで、こういうような現況ができたかもわかりませんが、一遍に専決処分でこういう予算で出すんでなしに、ある程度ご苦労な3月までには用地交渉でもしようかというような予算を残したんだろうと思いますが、そのときはそのときなりの減額予算を組んで、こういうふうに専決で一発にどんと出すんでなしに、予算の提案の仕方があるのではなかろうかと思っております。

そういうことで、私は特に今回これを質問させていただきましたが、今後こういうことがまだまだ起きるのかな。それと地方自治法の179条の1項、これは緊急を要する場合に議会の招集をするゆとりがないという、時間がないということでやっておるはずなんですが、どのように理事者の方は考えてこれからこういうような専決処分をやっていくのか、答弁をお願いしたいと思います。総務課長なり、それから担当部長、事業費周辺対策事業について、これからどうというような予算執行をやっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（原田定信君） 吉岡産業建設部長。

○産業建設部長（吉岡聖司君） 8番吉田議員のご質疑にお答えをいたしたいと思ます。

補正予算書の54ページ、55ページのご質問でございます。周辺対策事業費の1億4,631万円の減額補正でございますが、先ほども吉田議員から申されましたとおり当初予算ではこの市場町の火葬場周辺対策事業、それから吉野、土成のごみ焼却施設周辺対策事業として、当初予算で3億1,580万円計上をいたしておりました。年度末ぎりぎりまで用地交渉等頑張ったわけでございますが、どうしても用地承諾が得られなかった

と、それが主な原因でございます。

内容につきましては、土成町分で計画19路線、そのうち4路線、それから吉野町分では4路線のうち1路線が施工できなかった、そういうことでやむを得ず年度末が来ましたので、今回専決処分によりまして請負差額金等もございりますが、合わせまして減額補正をお願いするものでございます。

そこで、減額する町村別に金額ということでございますが、市場町の火葬場周辺対策事業費で約179万円、それからごみ処理周辺対策事業で吉野町分3,736万円、それから土成町分では約1億716万円の合計で1億4,631万円でございます。なぜ、その専決かというご質問でございますが、3月議会で補正予算の締め切りがございました。それがちょうど1月末でありまして、年度末までまだ2カ月間あると、そのためにその2カ月間で用地承諾が得られるかもわからないという状況もございました。それで、年度末いっぱいまで休みの日また夜を徹して交渉に当たったわけでございますけれども、どうしてもそれが年度末が来てできなかったと、やむを得ず専決処分をいたしたわけでございます。

また、これらの事業につきましては、新年度におきましても粘り強く用地交渉を続けてまいりたいと、そういうように考えております。

以上でございます。

○議長（原田定信君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） 事業箇所についての減額予算、説明をお聞きして納得がいきませんが、今後こういうような事業については減額するときには、やっぱり定例会とかいろんな時期がございまして、そういうときに出すなり、いろいろこれから総務部長にもお願いしたいことがございまして、全体的な予算について専決予算ということは余りにも数字が大きような額が出るということは、専決、議会の承認を求めるとことは決裁済みのこととなりますので、できるだけこれは避けていただきたいなというようなことを感じておりますが、今後どういような財政のやり方をやっていくのか総務課長の見解を聞きたいと思っております。

○議長（原田定信君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） 吉田議員ご指摘のとおり、当然予算というのは議会の議決をいただいて予算組みをしておるのはもちろんでございます。できるだけそれぞれの担当部署に指導をし、今後大きな金額を残すのではなく、早くそういった見切りといたしたら言葉が

悪いかもしれませんが、協議をして早く措置や処理するような形で予算の対応をしていくように指導していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（原田定信君） 吉田正君。

○8番（吉田 正君） 最後でございます。

それでは、こういうようなことはできるだけ私は避けていただきたいと思っております。最後に、参考のためにいろいろお聞きしたいと思いますが、収入役は県からおいでしております。こういうような専決処分というようなことはいろいろもっと考えて、出していただくように部長まででなしに、やっぱり理事者、市長、それから助役、収入役、教育長というようなところで、もっと検討して出していただきたいなと思いますが、収入役の見解はどういうふうに考えますか、ちょっとお答えを願います。これで終わりです。

○議長（原田定信君） 光永収入役。

○収入役（光永健次君） 吉田議員の再々問にお答えいたします。

予算の執行権につきましては、私自身経験そのものは持ち合わせておりませんが、執行機関と十分協議を重ねながら、こういった事態のないよう精査しながら、今後適正な執行ができるように助言等もしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○8番（吉田 正君） それでは、私の質問は終わります。

○議長（原田定信君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後5時を過ぎる場合、延長することにいたします。

質疑を継続します。

7番篠原啓治君の発言を許可します。

篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 議長の許可がありましたので、篠原啓治質疑をさせていただきたいと思います。

通告で2件出させていただいております。多分、本日の資料は議運のときに質問をしたことで、この金額に対しての資料が出てきていると思いますので、先ほど部長の方から説

明がありましたので、それを踏まえた上で質問をさせていただきます。

先ほど、議案第39号の1の加入者管理システム機能追加ということで650万円ということでもありますけれども、先ほどの説明ですとこのV-ONU制御予約機能というところで、センターの方で未納者の部分を切れるシステムだということで、説明があったんですけれども、多分これは当初そういうふうな事業計画でこのケーブル事業というのは進んだように思われますので、その辺もう一度説明の方よろしくお願い申し上げます。

それと、40、41、42の中の宅内工事件数で白三角が出ておりますけれども、これ宅内工事というのは個人でする部分ですのでこういうところに出てくるのかなど。ほかの議員も皆何なんだろうと言っておりましたので、この資料の中で宅内工事件数に対してのこの白三角の部分を説明をお願いしたいと思います。

○議長（原田定信君） 天満情報課長。

○情報課長（天満 仁君） ただいま議員からご質問がございました追加の中身の件でございますけれども、V-ONUをセンターで切るシステムというのは当初から入っておったのではないかとということでございます。これにつきましては、そのとおりでございます、そのシステムの中には入っております。ただ、実際にこれから事務を行っていく上で、前もって入力をいたしませんと、その日をもって何百件という切る、あるいは解除するということができかねます。それで、何月何日にこの人を切るという事前の予約システムというふうなものを今回入れさせていただきたいということで、当初の基本システムにはなかった機能を追加をさせていただくという意味合いのものでございます。

それから、2つ目のご質問でございますけれども、議案40号、41号の中で宅内工事件数の減額があるがこれは個人負担ではないのかというお話でございます。このちょっと表現がわかりづらくて申しわけなかったんですけれども、今お手元にお渡ししております説明資料の意味するところでございますが、引き込み工事件数というのはいわゆるテレビ放送の工事のことでございます。それから、宅内工事件数と申しますのは、一番先に音声告知機がつくわけですけれども、通信設備の件数のことでございまして、設計書の言葉をそのまま引用いたしておりますので、少々わかりづらくなりまして申しわけございませんが、そのような意味でございます。よろしく願いいたします。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） 宅内工事については、音声告知機の工事ということでわかりました。ただ、V-ONUの制御予約の件なんですけれども、何を前提に話ししているかとい

うと、結局入札のときに非常に安く入札されて、住民の人は喜んで、その中でこういう使用料が県内で多分一番安いのではないかなと思われま。そこへ結局今回追加工事ということで、こういうふうに上げられてくると、僕らから言わせてみると、こういうことは想定内であったのではないかなと。にもかかわらず、こういうふうな形で上げてきて、それがまた議会で専決で承認を得るとなると、住民が果たして納得するんかなと思います。やはり、ちゃんと計画に乗った上で、こういうことは多分負の遺産をつくらないということでセンターの方で切れるというふうにしてるわけですので、当然その中にこういう議論というのはあったはずでないかなと思います。その辺、全く話がなくてメーカーさんが多分提案したとおりのことをやられと思うんです。そこで、こういうふうな形で予算を上げてくると、安く入札でなっってよかったなという住民の人の裏切ることに、僕はなるんでないかなと思いますので、もう一度その辺ちょっと答弁してください。

○議長（原田定信君） 天満情報課長。

○情報課長（天満 仁君） 再問にお答えをいたします。

今回、阿波市が導入いたしましたその料金未払いに対しての停止という機器でございますが、まだ全国的に例がないものを私どもの要望にメーカーがこたえていただきまして、作成をいただいたというものでございます。ただ、全国的に全く入っていないわけではございませんで、数町には入ってちゃんと稼働しておる機器で、そういった意味では心配はないわけですが、その機器、端末とは別に加入者の課金のシステム、コンピューターの中にプログラムがあってそれで動くわけですが、それとの連動ができなければなりません。それで、今回阿波市で、こっちのコンピューターのシステムというのをどういいうものを設定するかということで考えましたときに、旧町で使っておりましたものをあえて捨てて新しいものを導入するのではなくて、使えるものは使いたいという発想のもと、それを変更を加えた上で使っていきたいということでございまして、もともとそのシステムには、先ほど言いましたように予約的に切る、入るということを作業する機能がございませんでしたので、今回入れさせていただいたものでございます。その点よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） そういうふうに説明していただいたらわかりやすいんですね。初めに土成と市場が古いものだから、切れないシステムだから、それをひつつけるためにこういうふうな予算を組むと、非常にわかりやすい説明。初めからそういうふうに説明して

いただいたら、何ら疑問はなかったと私は思います。

それでは、2番目の質疑ですけれども、阿波市のケーブルテレビの施設整備事業についてのインターネット事業の部分でございます。皆様方も宅内配線をしてお気づきと思うんですけれども、モデムの部分にソフトバンクという字が入っていると思います。これは、インターネットをする部分に関して要る部分かなと私は理解しておったんですけれども、どうもデジタルに変換するのに要るというようなものらしいんですけれども、この中で我々議会にも全く説明がなかったと思うんですけれども、八坂部長のところに行って事前に資料集めをさせていただきとる中で、ソフトバンクに何ゆえに決定したのかという質問をしたところ、やはり公募をして3社でプロポーザル型の入札をしたということなんですけれども、我々全くその辺知らされてないというか、さっき吉川議員のあれもそうなんですけど、事前に何らかの説明があってもいいんでないかなと私は思います。

そこで、どういうふうな形での経緯をもってソフトバンクに決められたのか、それともう一つソフトバンクが来るとヤフーBBが当然子会社ですので、インターネットの部分がヤフーになるかなと思います。それで、このモデムの部分の機器の費用が阿波市が持っているものかソフトバンクが持っているものか、これ非常に意味があると思います。なぜならソフトバンクは、阿波市が持っているこの光ケーブルを利用して商いをするわけです。ですので、私は当然このケーブルの使用料というものがソフトバンクから阿波市の方に入ってくるものだと理解をしております。その辺も答弁をいただきたいと思います。

それと、音声告知機を多分デジタルに変えるのにそのモデムが要るのかなと、ということはソフトバンクのこのモデムが壊れた場合に維持管理をどこがするのか、維持管理料をだれが払うのかなと。もしモデムが壊れた場合の修理費を阿波市が払うんだったら、民間のインターネット事業の商売の片棒をちょっと積極的に担ぎ過ぎるんでないかなと私は思いますので、どのような経緯でソフトバンクに決定したのか、そしてそのモデムの費用はどういうふうな形で払われているのか、それとケーブルの使用料はどういうふうになっているのか、それと当然ひっついてくるプロバイダーの決定についてもどういうふうな形でされているのか、それと維持管理料、モデムが壊れた場合の維持管理料はどこが払って修理をするのか。多分、それと事業が始まる前に、うたい文句としてIP電話、高速のインターネットということで売りが入ったわけですね。その辺も当初で多分設定されてるんでないかなと思いますので、何ゆえに今まで説明がなかったのかを答弁していただきたいと思います。

○議長（原田定信君） 理事者答弁願います。

天満情報課長。

○情報課長（天満 仁君） 議員のご質問の何点かにお答えをさせていただきます。

まず、モデムにソフトバンクという名称が入っている、ソフトバンクの製品だということに対してのご質問でございますが、現在モデムという言い方ではなくて、私どものところではWMTAと名称呼んでおるものことというふうに理解をするわけでございますけれども、どうやってそれを決めたかというところでございますが、先ほど言われましたように、3社でのプロポーザルを行いました。

まず、この事業を行うについて、旧町のときからインターネットを使いたいというふうなお話が、町民の方からそれぞれ上がったということは聞いてもおりましたし、今の時代インターネットもやりたいという市の方針もありまして、それを導入してきたわけでございますが、まずインターネットを使うといたしますと、プロバイダーという通信業者が必要になってまいります。その部分を市が直営の中で市の職員が担当ということになりますと当然ノウハウ、技術、また365日24時間というふうな対応、当然経費にはね返ってくるわけですが、そういったことも市としては管理ができません。そこで、他町といたしますか、全国的な事例の中でこういった場合どう対処しているかということ調査させていただき、国のご指導もいただいた上で、IRU契約、IRUというのは長期契約のことなんですけれども、それを結んでその業者にその線をお貸しするという方法があるということがわかりました。

それで、本市といたしましては、どういう業者がその営業をすることが可能なのかということいろいろお聞きというか調査をいたしましたところ、まずNTTが当然通信業者でやっております。それから、電力系の会社が全国展開をいたしております。この地区でございますとSTネットさんがその業務を担当されておるわけですが、それからあとインターネットと言え今全国的に数社挙げられるわけでございますが、それにそれぞれちょっとお声かけをいたした経過もございますが、ソフトバンクが参入したいというふうな事前のお話がありました。それで、3社をプロポーザル方式でご提案をいただきました。ただ、1社NTTにつきましては、NTT自身が通信業者でございまして、その放送という業種を持っているところには参入できないという会社自体の方針によりまして、最終的には向こうが提案はしてきませんでした。その結果、2社となったわけですが、その2社を比較検討いたしまして、市職員あるいは当時助役ということで助役に委員

長になっていただいて、選定委員会を持ちまして、その中ですぐれておった方を選ばせていただいたというのがソフトバンクというものでございます。

その経過はそういうことでございますが、そのソフトバンクが議員のおっしゃるモデムという部分についての経費あるいは考え方、どういうことかということのご質問になるわけですが、今回各家に置かせていただいたモデム、WMTAと申しますものは、すべてソフトバンクの負担でございます。こちらからは1円も払っておりません。それから、それが故障したというときには対処の方法でございますが、すべて向こう持ちということで話は聞いております。ただ、さきに言いましたIRU契約というその契約書の時点までは今至っておりませんで、いろいろな詳細を煮詰めておる途中でございますが、その点は間違いなく盛り込みたいと考えております。

それから、ケーブルの使用料でございますけれども、これにつきましてはこれから協議すべき事項でございますが、今幾らということが申し上げることはできません。

それから、プロバイダーがどこのプロバイダーになるんだということですが、ソフトバンクイコールヤフーということで、ヤフーのプロバイダーをご利用いただくようになろうかと思っております。

それから、IP電話につきましては、ソフトバンク側からの提案では、インターネットに必ずしも入らなくてもIP電話だけでもご利用いただけると。現在阿波市内、多少上板の方も地区的には入らしいんですけれども、既に2,000戸くらいの加入者はおいでるようでございます。それで、それ以外の方が今度IP電話の私どものケーブルを使った上でのIP電話をお使いになりますと、その両者間は無料ということにもなっておりまして、住民サービスの向上にはつながるのではないかとこのように思っております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） おかしいですね。今言っておるWMTAですか、モデム自体がもう工事の中に入れられとんですよ。その中で、IRU契約、長期契約ですか、をまだ内容も詰めてない状況でもう既に機器は入れておるわけですね。というと、この回線使用料なり何なりを、回線じゃないケーブル利用料なんかは、いやうちは払いませんよというと、ほなのけてくれますかと言うんですか、それとも払わないのをむんですか。その辺、当初でインターネットをするということはもう決まっていたんですから、業者選定もしてそれで工事にかかるときには、そのいうIRU契約も中も詰めて、それで初めて機器がつけら

れるんと違うんですか。だって、プロポーザルで受けとるということは、もう既にその時点でソフトバンクが秀でとるから契約したわけでしょう。それにもかかわらず中身の契約が煮詰まってないっておかしくないですか。煮詰まっていてこういう提案があったからここに決めたというのが僕は筋だと思います。今からやるんで、皆納得するんですか。

ちょっと、それともう一つソフトバンクが来ると、当然ヤフーがプロバイダーとして契約されるのが多分皆さん知ってのことだと思います。そこで、結局業者さんは阿波市の約1万四、五千件の戸数のお客さんが獲得できるから参入してきているわけですよね。高速容量もあるんですけれども。その辺もちゃんと理解した上で、この契約をしてモデムをつけるというのが順序と思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

それと、使用料、先ほど言うたようにケーブルを貸すと言われたでしょう。当然そうだと思うんです。使用料発生しますよこれは。その使用料でお互いに納得する線が出てこなかったらモデムを外すんですか、その辺も教えてください。

○議長（原田定信君） 天満情報課長。

○情報課長（天満 仁君） 議員のご質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、ヤフーというのはプロバイダーになるわけですが、そのソフトバンクが私どもの町で営業展開をしていくということにつきまして、プロポーザルの時点で中身は当然表明されております。それで、甲乙つけまして選んだわけですが、現在本契約に至っていないというのは事実でございます。ただ、その部分について払う、払わないからそれを使う、使わないということではなく、その提案を重きに考えておりますので、必ずそういった方向でインターネットあるいはI P電話をご利用いただけるというふうに考えております。

使用料につきましてですけれども、これにつきまして提案どおり当然いただくべきものでございますが、本日その詳細の提案をそのまま資料として持ってきておりませんので、詳しい内容がご説明できないんですけれども、金額の市に入るべき金額が最終どこで決まるかということなんですけれども、そのヤフーを市民の方がどれだけご利用いただけるか、加入件数によってその金額は変わってまいります。その点だけはお伝えをしておきたいと思います。

○議長（原田定信君） 篠原啓治君。

○7番（篠原啓治君） わかりました。

私、財務課の方で確認したんですけれども、このケーブル事業の予算が最終的にきちっ

と決まらない限り、合併特例債の使い道を、要するに金額とかをちゃんとほじき出すわけにいかないという答弁をいただいとんです。ですので、この事業をきちっと何億、何十何億かかりますというのを一日も早くふやしたり減したりせずに、きちっと決めてしないと、基金造成もできないということなんです。合併特例債を使えないと。要するに、逆に言うとも幾らかかるかわからない状況で、多分走っているのかなと思いますので、その辺早目に事業をきちっと決めていただいて、そして先ほど言うようにケーブルの使用料をできるだけたくさんいただいて、ソフトバンクから、阿波市の入の方にたくさんのお金が入るようにしていただきたいと思います。絶対にこの契約のときに、妥協しないように議員も皆さん見てますので、情報開示はそちら側から先に開示をしていただきたいなど。聞かなければ出さないようでは、今の世の中時代おくれでございまして、早くちゃんと説明の方を先先お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（原田定信君） 以上で通告書による質疑を終了いたします。

承認第1号から議案第41号については委員会付託を省略し、引き続き審議を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認め、審議を続行いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第3号）について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第5号）について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結についてから議案第41号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の締結についてまでの3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議ありますか。

吉川精二君。

○22番（吉川精二君） この議案が全部終わりますと閉会になりますので、その間で全員協議会を開催をしていただきたい。その後再開をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 休憩します。

午後4時49分 休憩

午後5時55分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第39号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第1工区）変更請負契約の締結についてから議案第41号阿波市ケーブルテレビ施設整備工事（第3工区）変更請負契約の締結についてまでの3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第41号については原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり市長よりあいさつがございます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、最後になりましたけれども、閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本日ご提案いたしました全議案につきまして、慎重にご審議をいただき全議案原案どおりご可決いただきましてまことにありがとうございます。また、審議の過程におきましてはいろいろなご意見が出ました。そのようなことも十分頭にはめて先ほど申し上げましたように部長が既にいたしておりますこの文書等の説明等も必要かと思っておりますので、十分慎重に審議をいたしまして、そして次に皆様方に結論をしっかりと出していきたいと思っております。その節にはまたよろしくお願ひ申し上げます。

また、これから農繁期を迎えますが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意をいただき、引き続き市勢発展のためにご指導、ご活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつといたします。ありがとうございます。

○議長（原田定信君） これで本日の会議を閉じます。

平成19年第1回阿波市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞でございました。

午後5時58分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員